

第1回 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	平成26年12月19日(金) 9時00分～10時45分
開 催 場 所	南区役所4階特別会議室
出 席 者	北岡英子委員、岩田春男委員、粟飯原勉委員、飯野忠明委員、上野まり委員、香西玲子委員、高羽貴子委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開(傍聴者なし) ※ただし、議題の3、指定管理者公募要項(案)に関する審議は、非公開。
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び職務代理者の選出について 2 委員会の公開・非公開について 3 指定管理者公募要項(案)の検討について <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者公募スケジュール(案)について (2) 指定管理者公募要項(案)、指定管理者の応募関係書類(案)の内容について (3) 審査・選定の手続きについて <ol style="list-style-type: none"> ア 評価基準項目(案)について イ 最低制限基準(案)について ウ 審査方法(案)について 4 その他
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に北岡委員を選出、職務代理者に岩田委員を指名。 2 指定管理者公募要項(案)に関する審議については、非公開とする。 3 指定管理者公募要項(案)について <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者公募スケジュールについては、資料5のとおりとする。 (2) 指定管理者公募要項については、「6(3)のア 審査方法」において、面接審査には、所長予定者も可能な限り参加してもらう旨の記載を事務局で追記し、委員長に確認の上、確定する。指定管理者の応募関係書類については、資料6のとおりとする。 (3) 審査・選定の手続きについては、資料8のとおりとする。なお、最低制限基準は60%以上とする。 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録の確認は、委員長に一任とする。 (2) 第2回の選定委員会の日程は、資料9に基づき、別途調整する。 (3) 第2回の選定委員会は、原則公開とする。ただし、面接審査における団体のプレゼンテーション及び質疑応答の際は応募団体関係者には非公開とし、また、委員による採点の際も非公開とする。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介

3 指定管理者選定委員会の概要について

(事務局) 資料2、資料3及び資料4に基づき、説明。

4 委員長及び職務代理者の選出について

委員長に北岡委員が選出され、職務代理者に岩田委員が指名された。

5 委員会の公開・非公開について

(事務局) 応募団体に対する公平性を保つため、これから審議する指定管理者公募要項(案)の検討は、非公開が望ましい旨、提案。

(委員一同) 異議なし。

6 指定管理者公募要項(案)の検討について

(1) 指定管理者公募スケジュール(案)について

(事務局) 資料5に基づき、説明。

(2) 指定管理者公募要項(案)、指定管理者の応募関係書類(案)の内容、及び

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 評価基準項目(案)について、イ 最低制限基準(案)について

(事務局) 資料6及び資料7に基づき、説明。

(委員) デイサービスがある施設と、ない施設があるのはどうしてか。また、7つの地域ケアプラザを造る理由、最低制限基準を60%以上とした理由があったら、教えてほしい。

(事務局) まず1点目だが、横浜市が地域ケアプラザを整備していく際、地域活動交流、地域包括支援センター、デイサービスという3つの機能を持つ施設として整備を進めていたが、(平成19年以降は)整備方針を見直し、デイサービス部門を併設しない形で整備を進めることとなった。このため、方針見直し後に整備された中村地域ケアプラザと睦地域ケアプラザについては、デイサービス部門がない。ただし、横浜市の指定管理業務には含まれていないだけで、事業者としてはデイサービスを実施している。

次に、南区に地域ケアプラザが7施設ある理由は、横浜市の方針で、中学校区に1か所程度整備することとなっているため、南区には最終的に8つの地域ケアプラザが必要となるが、現時点では7か所整備されている。残り1か所は、将来的に整備していきたいと考えている。

なお、整備されていない1か所のエリアでは、特別養護老人ホーム白朋苑に地域ケアプラザの「地域包括支援センター」という機能を担ってもらっている。

最後に、最低制限基準を60%以上とした理由としては、評価項目で標準の3点以上を取った場合に60%以上を確保できるためである。

(委員) 今までの応募者は、何団体程度あるのか。1団体のみで、評価が低い場合はどうなるのか。入札のような競争率は、あまりないということか。

(事務局) 今までは、1施設につき1団体の応募であった。1団体のみの応募であっても、60%以上という最低制限基準に満たない場合は、指定候補者としては選定されない。60%以上の最低制限基準を満たしていない場合は、再公募を実施することとなる。

(委員) もし1団体が応募して選定されなかった場合に、再度その団体が応募することはできるのか。

(事務局) 事業計画等を練り直して、再度応募することになる。

(委員) 1団体が2つの地域ケアプラザに応募することはできるのか。

(事務局) 他区において、1団体が複数の地域ケアプラザを運営している事例がある。

(委員) 運営主体は社会福祉法人が多いが、決まりがあるのか。

(事務局) 実際の運営事例はないが、社会福祉法人以外にも、株式会社等(の法人格をもった団体)も応募できる。

(委員) 今回の選定が第3期ということだが、1期、2期と同じ団体が運営していて、問題ないという理解で良いのか。

(事務局) 適切に運営されているかを確認するために、毎年度の事業実績評価や指定期間中に1回以上の第三者評価等により、評価・検証を行っている。

(委員) 1施設に何団体でも応募することができるのか。

(事務局) 複数の応募があった場合は、その中から1団体を選定する。

(委員長) 今までの運営団体が応募してきた場合に、審査する際の参考資料として、第三者評価の結果を見ることはできるか。

(事務局) 第三者評価は、どの施設も前期の指定期間中に、必ず1回受けているので、その結果は参考資料として提供できる。

(委員長) 今までの実績を第三者が評価しているので、全体の審査の中に生かしたい。今までの運営団体が応募された場合は、よろしく願いたい。

(委員) 施設見学会は、各地域ケアプラザを委員が見学しに行くということか。

(事務局) 委員ではなく、応募団体が対象施設を見学するという。現在運営している団体からの申込は想定していないため、新たな団体から申込があった場合のみ実施する。

(委員長) 評価項目の「3 職員配置・育成」の審査の視点で、「所長として必要な経験・指導力等を有しているか」とあるが、どのように判断したら良いのか。

(事務局) 判断材料としては、履歴書などは特に提出の必要がないため、提出してもらった書類のうち、事業計画書に記載されてくる内容が手掛かりとなる。

(委員長) たとえば、審査の際に団体がプレゼンテーションをする機会があるが、その時、所長又は所長予定者が必ず来て説明するということがあるのか。

委員が直接、所長又は所長予定者に会って確認できる機会はあるのか。

(事務局) 現在の公募要項が、必ずしも、所長又は所長予定者に来てもらう記載になっていないが、所長又は所長予定者は、必ず面接審査に出席してくださいと

いった記載に変更することで直接面接する機会を作ることは可能。

(委員長) 委員が面接審査を行い、評価項目に基づきチェックしていくことになるので、法人の方だけではなく、所長の予定者にも出席していただくという文言を付け加えるということが良いか。

(委員) 所長が実際いなくても、所長の姿が捉えられるという見方もできる。所長がどんなに良いことを話しても、実際に職員にどう反映されているかという意味で法人から3人以内で参加するのだから、所長だけを確認すれば良いということではないのではないのか。

(事務局) 新規に応募する団体は、これから採用があったり、所長予定者が異動したりする場合もある。28年4月の時点で、面接審査に来た者が所長になるかは、必ずしもイコールにならないこともあるので、「所長予定者」など、多少の幅を持たせた記載方法にしたいと考える。表現は事務局で検討して、委員長に相談したい。

(委員長) それでは、表現方法は事務局に検討してもらい、委員長が確認するということでよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

(委員) 南区は、高齢者が増えていることや今後予定されている介護保険制度の改正に伴い、地域がいかに支えていくのか、地域ケアプラザの大事な役割になってくる。そういったことを踏まえて、南区は今後5年間でどのような計画にしているから、そのあたりを踏まえて考えてくださいといった記載はあるのか。地域性があるので、記載が難しいのかもしれないが。

選定する側も、南区がどういった方向性をもっているのか勉強しなければならない。良いことをたくさん書かれても、現状とどうマッチしているのかを判断しなければならない。

(事務局) 第6期横浜市介護保険事業計画(素案)は、参考資料として提供することができる。ただ、区レベルではなく市レベルの計画となる。区の特徴という点では、地域福祉保健計画があるが、これは公募要項上で、地域福祉保健計画を踏まえて事業計画を立ててくださいということになっている。

(委員長) 審査する側として、南区に詳しくない部分もある。評価項目の「1 運営ビジョン」でも、地域の状況や課題を加味することが書かれており、配点も30点と大きくなっている。「5 事業」でも、区行政との協働という項目があり、区の方針とどのように合っているのかを判断しなければならないので、判断材料を理解した上で、評価したい。

(事務局) 地域福祉保健計画は、区ごとに作成している資料なので、参考として提供できる。

(委員長) 地域ケアプラザは、高齢者に対する事業も多いが、子どもや障害者など、全て含めて知る必要があると思うので、よろしくお願ひしたい。

(委員長) それでは、公募要項の修正点等については、事務局と委員長で相談し

て変更することとする。それから、評価にあたって必要な資料等は、どうするか。
(事務局) 評価にあたって必要な資料は、事前に送付する。

(委員長) 公募要項や応募関係書類、評価基準項目及び最低制限基準については、
今まで話してきたとおりに進めさせてもらう。

(3) のウ 審査方法(案)について

(事務局) 資料8に基づき、説明。

(委員) 事前審査は、書類だけで審査するということか。

(事務局) まずは応募団体の提出書類を事前にご覧いただき、実際の面接審査で
法人に質問したい点等を確認してほしい。

(委員長) 応募団体の提出書類には、先ほど事務局から説明のあった様々な要素
が書かれてくると思われる。面接審査のプレゼンテーションだけでは、把握しき
れない面があると思うので、そのために資料が事前に送られるということだから、
委員の宿題ということになるだろう。

(事務局) 提出締切が3月上旬で、面接審査の委員会が4月の中下旬に開催予定
なので、1か月くらいの時間がある。

(委員) それで実際の採点時間は、5分しかないということか。

(事務局) そのようになるため、事前審査をお願いしたいと考えている。

(委員長) 資料を読んで確認したいことや実際のプレゼンテーションに対するこ
となどを面接審査では質問することとなる。事務局のスケジュールでは、次々と
応募団体が呼ばれて審査するということになるので、その時のチェックが5分と
いうことだと思う。必要であれば、全ての応募団体のプレゼンテーションが終わ
った後で、また時間を使って正式に採点するという意味でよろしいか。

(事務局) そのように考えている。

7 その他

(事務局) 議事録確認は、委員長に一任としたいこと、第2回の選定委員会の日程
は、別途調整すること、第2回の選定委員会は、原則公開とするが、面接審査に
おける団体のプレゼンテーション及び質疑応答の際は、応募団体独自のノウハウ
が他の応募団体に漏れてしまうことを避けるため、応募団体関係者を除き公開と
すること、委員による採点の際は、公開することにより、適正な審査が阻害され
る可能性があるため、非公開とすることを提案。

(委員長) 議事録の確認方法、第2回選定委員会の日程と会議の公開・非公開に
ついて説明があったが、案のとおりでよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

8 閉会

資 料	<p>【配付資料】</p> <p>資料1 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員・事務局名簿</p> <p>資料2 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の概要について</p> <p>資料3 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料4 横浜市南区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資料5 指定管理者公募スケジュール（案）について</p> <p>資料6 指定管理者公募要項（案）、指定管理者の応募関係書類（案）</p> <p>資料7 指定管理者選定評価基準項目（案）について</p> <p>資料8 指定管理者審査方法（案）について</p> <p>資料9 第2回横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 日程調整表</p>
--------	--